

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、( )における防火管理業務に関する必要事項を定め、火災、地震、その他の災害予防及び人命の安全並びに災害防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、( )に勤務(居住)し、又は出入りするすべての者に適用する。

2 防火管理業務に従事する者(委託を受けて当該業務に従事する者を含む。)は、この計画の定めるところにより管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

(管理権原者の責任等)

第3条 管理権原者は、事業所等の防火管理業務について、すべての責任を待たなければならない。

2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。

4 管理権原者は、防火上の建築物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者の権限と業務)

第4条 防火管理者( )は、この計画の作成について管理権原者の指示を受け、実行にあたってのすべての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 消防計画の作成又は変更と消防署長への届出
- (2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施と消防署長への事前の通報
- (3) 従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 建築物及び消防用設備等の点検・整備時の立会い
- (5) 消防用設備等の自主点検及び法定点検結果の維持台帳への記録及び保管
- (6) 改修工事など工事中の立会い及び安全計画の策定
- (7) 火気の使用、取扱いの指示、監督
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) 火元責任者等に対する指導、監督
- (10) 管理権原者への提案や報告

(11) その他防火管理上必要な業務

- ア 用途及び設備を変更するとき
- イ 消防計画を作成又は変更したとき
- ウ 防火管理者を選任又は解任したとき
- エ 消防用設備等の法定点検をしたとき
- オ 内装の改修又は改築等の工事を行うとき
- カ 臨時に火気を使用するとき
- キ 防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき，及び改修するとき
- ク 催物を開催するとき
- ケ 防火管理業務の一部を委託するとき
- コ 消防計画に定める消防署長への報告及び届出を行うとき
- サ 消防計画に定めた訓練を実施するとき

- \* 防火管理業務の一部を当該防火対象物の関係者以外の者に委託する場合は、受託者の住所・氏名・受託者の防火管理上必要な業務範囲及び方法を定める。
- \* 管理権原が分かれている防火対象物にあっては、消防計画に当該権原の範囲に関する事項を定める。

(消防署長への届出及び連絡等)

第5条 管理権原者は、防火管理者を定めたとき，又はこれを解任したときは消防署長へ届出なければならない。

2 防火管理者は、次に掲げる業務について消防署長への届出，報告及び連絡をしなければならない。

- (1) 消防計画の届出（変更した場合を含む）
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 消火，通報及び避難訓練を実施するときの事前通報及び指導の要請
- (5) その他防火管理に関する必要な事項

(防火管理業務に関する資料等の整備)

第6条 管理権原者は、前条により届出又は報告した書類の写し及び防火管理業務に必要な図書等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管しなければならない。

## 第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第7条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに各棟又は一定区域ごとに防火担当責任者を、各部屋又は一定場所ごとに火元責任者を定め、別表

1 のとおり指定する。

(防火担当責任者の業務)

第8条 防火担当責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火管理者の補佐に関すること。
- (3) 休日、夜間における予防管理に関すること。
  - ア 休日、夜間に営業を行わない事業所等
    - (ア) 退社時における措置に関すること。
    - (イ) 警備担当部門等への業務引継ぎ等に関すること。
  - イ 24時間営業の事業所等
    - 昼間から夜間体制への移行業務の引継ぎ等に関すること。
- (4) その他防火管理上必要な業務に関すること。

(火元責任者の業務)

第9条 火元責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 担当区域内の火気の管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震等における火気使用設備・器具の安全確認に関すること。
- (4) 防火担当責任者の補佐に関すること。
- (5) その他防火管理上必要な業務に関すること。

(点検検査)

第10条 建物及び消防用設備等、避難施設その他火気使用施設等については、適正な管理と機能保持のため、定期的に点検検査を実施するものとし、各点検検査班を別表1のとおり指名する。

(点検検査班の業務)

第11条 各点検検査班は、次に定める業務をそれぞれ行うものとする。

- (1) 建築物等の点検検査班
  - 建物外の防火的な構造、防火戸、防火シャッター、非常階段等の管理及び検査
- (2) 火気使用施設点検検査班
  - 調理器具、暖房器具、喫煙所の火気使用場所の管理及び検査
- (3) 電気機械設備点検検査班
  - 電気配線、電気機器、機械設備等の管理及び検査
- (4) 危険物施設等の点検検査班
  - 危険物施設等の安全管理及び検査
- (5) 消防用設備等の点検検査班
  - 消防用設備等の点検整備及び検査

(宿直員(警備員)の業務)

第12条 宿直員(警備員)は、社内規程に基づき定時に巡回し、火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を防火管理者に報告しなければならない。

(火気等の使用制限等)

第13条 防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

- (1) 喫煙禁止場所及び喫煙場所の指定
- (2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (3) 工事中の火気使用の制限及び立会い
- (4) 火災警報発令時等の火気使用禁止又は制限
- (5) その他防火管理上必要な事項

(火気等の使用時の遵守事項)

第14条 火気等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ガスコンロ、電熱器等の火気使用設備・器具は、指定された場所で使用すること。
- (2) 火気使用設備・器具を使用する場合は、事前に設備・器具の点検をしてから使用すること。
- (3) 火気使用設備・器具の周囲には、可燃物を置かないこと。
- (4) 火気使用設備・器具を使用した後には、必ず点検を行い安全を確認すること。
- (5) 禁煙場所では、喫煙しないこと。
- (6) 終業時には、灰皿等を指定された安全な場所に集めること。

(火気等使用時の遵守事項)

第15条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ストーブ等の火気使用設備、器具は、指定された場所以外では使用しないこと。
- (2) 火気使用設備、器具は、使用前後に必ず点検すること。
- (3) 火気使用設備、器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認し、安全な場所以外では使用しないこと。
- (4) 指定された場所以外では、喫煙しないこと。

(臨時火気の使用等)

第16条 次の事項を行おうとする者は、あらかじめ防火管理者に申請し承認を得なければならない。

- (1) 指定場所以外での臨時(一時的)火気の使用
- (2) 火気使用設備、器具の設置又は変更
- (3) 火気を使用する催物の開催
- (4) 工事に伴う火気の使用
- (5) その他防火管理者が必要と認める事項

(施設に対する遵守事項)

第17条 避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難口、廊下、階段、通路その他避難のために使用する施設には、避難の妨げとなる設備を設けたり、物品を置かないこと。
- (2) 床面は、避難に際し障害が発生しないように維持すること。
- (3) 避難口等に設ける扉やシャッター等は、容易に解錠でき、かつ、開放した場合には廊下、階段等の幅員を有効に保持できること。
- (4) 防火戸は、常時閉鎖できるよう機能を有効に保持するとともに、閉鎖の際に障害となる物品を置かないこと。
- (5) 防火戸に近接して延焼の媒介となる物品を置かないこと。

(工事中に対する遵守事項)

第18条 建築物（仮設を含む）を新築、増築又は改装しようとする場合若しくは危険物関係施設等を新設、移転、改修等をする場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接、溶断など火気を使用して工事を行う場合は、防火管理者の承認を得ること。
- (2) 前号の工事にあたっては、必ず消火器を配置すること。
- (3) 指定された場所以外では、喫煙しないこと。
- (4) 危険物類を使用する場合は、そのつど防火管理者の承認を得ること。
- (5) 作業現場ごとに、火気管理責任者を指定すること。

(放火防止対策)

第19条 防火管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- (1) 敷地内及び廊下、階段、EVホール等に可燃物を置かないこと。
- (2) パート、アルバイト等の明確化及び不審者への呼びかけを徹底すること。
- (3) 空室、倉庫等常時使用しない箇所は、施錠等容易に侵入できない措置を講じること。
- (4) 休日、夜間及び就業時間後の敷地内及び建物内への侵入防止措置を講じること。
- (5) 監視カメラの設置による死角の解消及び不定期巡回による監視等を行うこと。
- (6) 火元責任者及び最後に退社する者が、火気及び施錠の確認を行うこと。
- (7) 駐車場内の車両は、施錠すること。

(周辺で連続放火火災が発生したときの対策)

第19条の2 当事業所の近隣において放火火災が連続して発生した場合には、前条によるほか、一層自衛を強化し、次のことを行うものとする。

- (1) 周辺で連続的に放火火災が発生した場合は、ビル内外の巡回警備を行うとともに、放置可燃物の除去を徹底すること。
- (2) ビル退館者は、施錠の確認を確実にを行うこと。

(自主検査の方法)

第20条 建築物、火気使用施設、危険物施設等の維持管理を図るため、予防管理組織に定める各点検検査班は、防火管理者が指定した検査票に基づき実施するものとする。

(建築物等の自主検査)

第21条 前条に定める自主検査は、次により実施するものとし、平素においては火元責任者が随時行うものとする。

検査対象	検査実施月日	
建物構造・防火戸・防火シャッター 防火区画等	月	日
	月	日
火気使用設備・器具	月	日
	月	日
電気・機械設備・器具	月	日
	月	日
危険物施設	月	日
	月	日

(消防用設備等の自主点検)

第22条 消防用設備等の維持管理を図るため、次の区分により自主点検を実施するものとする。

消防用設備等	点検実施月日	消防用設備等	点検実施月日
消火器	月 日	避難器具	月 日
	月 日		月 日
屋内消火栓設備	月 日	誘導灯・誘導標識	月 日
	月 日		月 日
非常警報設備	月 日	連結送水管	月 日
	月 日		月 日
スプリンクラー設備	月 日	非常電源（自家発電設備）	月 日
	月 日		月 日
自動火災報知設備	月 日		月 日
	月 日		月 日

(消防用設備等の法定点検)

第23条 防火対象物の関係者は、その防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、下表により法定点検を実施する。

2 防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立会うものとする。

点検種別	点検実施年月日			
	作動点検	外観点検	機能点検	総合点検
消火器		月 日	月 日	
		月 日	月 日	
屋内消火栓設備		月 日	月 日	月 日
		月 日	月 日	
非常警報設備		月 日	月 日	

		月 日	月 日	
スプリンクラー設備		月 日	月 日	
		月 日	月 日	
自動火災報知設備		月 日	月 日	
		月 日	月 日	
避難器具		月 日	月 日	
		月 日	月 日	
誘導灯・誘導標識		月 日	月 日	
		月 日	月 日	
連結送水管		月 日	月 日	
		月 日	月 日	
非常電源（自家用発電機）	月 日	月 日	月 日	月 日
	月 日	月 日	月 日	

（点検検査結果の記録・報告）

第24条 自主点検・検査及び法定点検を実施した者は、その結果を防火管理者に報告しなければならない。

2 防火管理者は、その報告の内容を管理権原者に報告するとともに、点検検査結果については防火管理台帳に記録し、保存しなければならない。

3 消防用設備等の法定点検の結果は1（3）年1回、所轄消防署長に報告するものとする。

（不備欠かん等の整備）

第25条 防火管理者は、点検検査結果に基づく不備欠かん事項について改修計画をたて、その促進を図るとともに、管理権原者に報告するものとする。

### 第3章 自衛消防活動

（自衛消防隊）

第26条 火災、地震その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、管理権原者を自衛消防隊長に防火管理者を副隊長として自衛消防隊を組織する。

2 自衛消防隊の編成は、別表2によるものとし、その組織及び任務は、次に定めるところによる。

(1) 指揮班は、自衛消防本部を設置し、防火管理台帳、危険物施設等の関係資料を準備するとともに、各班長に対し隊長の指揮命令を適切に伝達する。

(2) 通報連絡班は、火災を消防機関へ通報するとともに、横内への連絡及び消防隊への情報提供を行う。

(3) 避難誘導班は、出火と同時に来客者等の避難誘導を行うとともに救助を要する者があるときは救助する。

(4) 消火班は、消火器、屋内消火栓等により消火活動にあたる。

- (5) 安全防護班は、防火シャッター、防火戸の閉鎖並びに商品、書類、備品等の搬出、保護及び水損防止にあたる。
- (6) 救護班は負傷者及び被救助者の応急救護にあたる。

(夜間、休日の活動体制)

第27条 夜間、休日等の営業時間外に火災その他の災害が発生した場合は、宿直者（警備員）等全員で、次の初動措置を行わなければならない。

(1) 通報連絡

火災を覚知した場合は、ただちに消防機関へ通報するとともに、他の宿直者（警備員）等に火災の発生を通報し、さらに緊急時連絡一覧表により関係者にすみやかに連絡すること。

(2) 初期消火

全員が協力して延焼拡大を阻止することを主眼に消火器、屋内消火栓を有効に活用して適切な初期消火活動を行うとともに、防火戸、防火シャッター等をすみやかに閉鎖すること。

(3) 消防隊への情報提供等

到着した消防隊に対して、延焼状況、延焼物件、危険物品等の有無などについて情報を提供するとともに出火点（階）へ誘導すること。

2 前項の連絡を受けた従業員は、すみやかに参集するものとし、参集した場合は自衛消防隊長（代理）の指示に従い、それぞれの任務につかななければならない。

## 第4章 震災対策

(震災予防措置)

第28条 各点検検査班及び火元責任者は、地震時の災害を防止するため、次のような事項を実施するものとする。

- (1) ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- (2) 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- (3) 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- (4) 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- (5) 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- (6) 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

### 備蓄品（例）

備蓄品目	備蓄場所
飲料水	
非常食料（乾パン等）	
懐中電灯	
携帯ラジオ	



医	薬	品
衣		類
携	帯	用
そ	の	他
携	用	拡
		声
		器

※ 備蓄品内飲料水及び非常食糧にあつては、帰宅困難等により事業所に滞留が予想される従業員数を満たす数量を確保する。

(地震発生時の安全措置)

第29条 地震が発生した場合には次の措置を講じるものとする。

- (1) 地震発生直後は、従業員それぞれは自身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、速やかに元栓、器具栓の閉止及び電源遮断等を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- (3) 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、異常の有無について防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行い使用禁止等の措置を講じる。
- (4) 各設備・器具は、必ず安全を確認し防火管理者へ報告した後で使用する。

(地震発生後の自衛消防活動)

第30条 地震発生後における活動は、(前章に定める)別表3自衛消防組織編成表及び任務分担表にある自衛消防活動のほか、次の事項について行うものとする。

(1) 出火防止の措置

各班にあつては、各区域の火気使用設備・器具等の使用中止及び中止確認をするとともに、その報告を自衛消防隊長へ行うものとする。

(2) 情報の収集

通報連絡班は、周辺の被災状況を把握するとともに、情報を積極的に収集し、その対応措置を講ずるものとする。

(3) 消火活動

ア 消火班は、発災場所の状況を把握し、重要な施設等の消火活動に当たるものとする。

イ 社内に火災がなく、その他の被害も少ない場合で、周辺に火災が発生している場合には、自衛消防隊長の命令により消火に協力するものとする。

(4) 避難誘導

避難誘導班は、当社( )に誘導された者を指定避難場所へ誘導するものとする。

## 第5章 防災教育及び訓練

(防災教育)

第31条 防火管理者等は従業員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

			防火管理者	火元責任者
対象者	実施時期	実施回数		
新入社員	採用時	採用時1回	○	
正社員	( )月、( )月	年2回	○	
	朝礼時	必要の都度		○
アルバイト・パート	採用時	採用時1回	○	
	就業時	必要の都度		○
備考	○印は、実施対象者を示す。			

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上従業員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ その他必要な事項について

(訓練)

第32条 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火、通報及び避難誘導を連携して行う訓練	( )月
部分訓練	消火、通報及び避難誘導を個々に行う訓練	( )月・( )月

2 防火管理者は、訓練の実施結果を防火管理台帳に記録しておくものとする。

(消火訓練及び避難訓練の通報)

第33条 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を実施する場合は、事前に「消火・避難訓練通知書」を提出しなければならない。

## 第6章 防火管理業務の一部委託（委託がされている場合のみ）

（委託状況等）

第34条 防火管理上必要な業務の一部委託に係る受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法は、別記様式1のとおりとする。

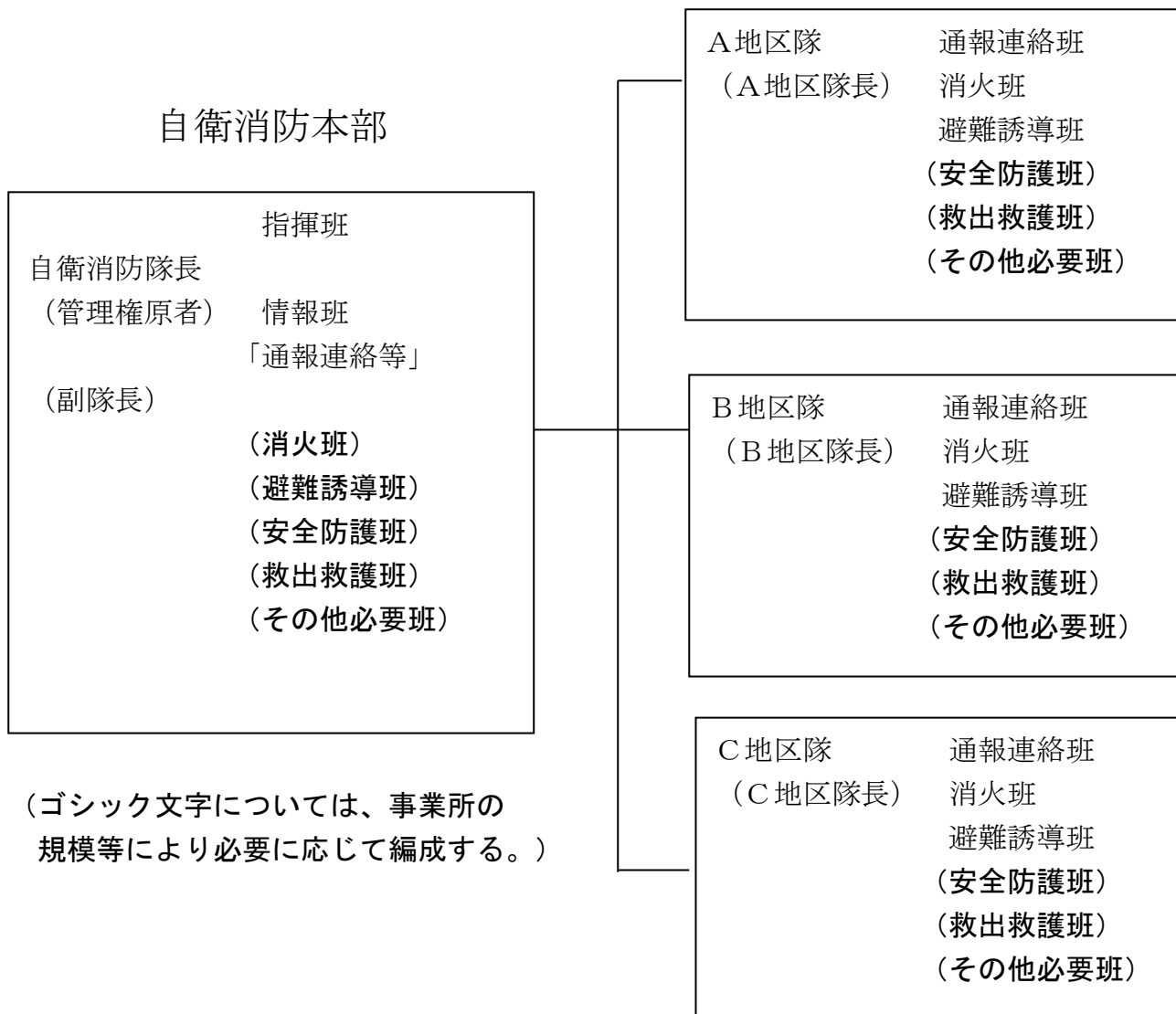
附 則 この計画は、                      年    月    日から施行する

別表 1

予防管理組織編成表（例）

管理 権原 者	防 火 管 理 委 員 会	防 火 管 理 者	火 災 予 防 担 当	( ) 棟 (階) 防火担当責任者 ( )	( ) 室 火元責任者 ( )
				( ) 棟 (階) 防火担当責任者 ( )	( ) 室 火元責任者 ( )
				( ) 棟 (階) 防火担当責任者 ( )	( ) 室 火元責任者 ( )
				( ) 棟 (階) 防火担当責任者 ( )	( ) 室 火元責任者 ( )
				( ) 棟 (階) 防火担当責任者 ( )	( ) 室 火元責任者 ( )
				( ) 棟 (階) 防火担当責任者 ( )	( ) 室 火元責任者 ( )
				( ) 棟 (階) 防火担当責任者 ( )	( ) 室 火元責任者 ( )
				( ) 棟 (階) 防火担当責任者 ( )	( ) 室 火元責任者 ( )
		自 主 点 検 査 担 当	建築物等の点検検査班	責任者 ( )	
			火気使用施設点検検査班	責任者 ( )	
			電気機械設備点検検査班	責任者 ( )	
			危険物施設等点検検査班	責任者 ( )	
			消防用設備等点検検査班	責任者 ( )	

## 自衛消防組織編成表及び各任務分担表



任 務 分 担	
通報連絡班	119番通報に関すること 非常放送に関すること 自衛消防隊長、地区隊長等への連絡に関すること
消火班	消火器、屋内消火栓等により初期消火に関すること
避難誘導班	災害発生時における在館者の避難誘導に関すること 逃げ遅れた人(在館者)の確認等に関すること 避難器具等を使用しての避難誘導に関すること

